

## 北海道科学大学学位規程の大学院に関する運用細則

**(趣旨)**

**第1条** この細則は、北海道科学大学学位規程（以下「規程」という。）の大学院に関する運用に必要な事項を定めるものとする。

**(定義)**

**第2条** この細則において「課程博士」とは、規程第3条第2項により授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、規程第3条第3項により授与される博士の学位をいう。

**(学位授与申請資格)**

**第3条** 修士および課程博士の学位授与の申請資格は、本学大学院学則第23条に定める修了要件を満たす見込みの者とする。

**第4条** 論文博士の学位授与の申請資格は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学院の修士課程を修了後、4年以上の研究歴を有する者
- (2) 大学卒業後、7年以上の研究歴を有する者
- (3) その他研究科委員会において前各号と同等以上と認めた研究歴を有する者

**第5条** 前条に定める研究歴とは、次の各号に定める期間とする。

- (1) 大学の専攻科に学生として在学した期間
- (2) 大学院に学生として在学した期間
- (3) 大学又は大学院に研究生として在学した期間
- (4) 研究科委員会が適当と認める研究機関において、常勤の職員として研究に従事した期間
- (5) 研究科委員会が前各号に定めるものと同等以上と認められる研究を行った期間

**第6条** 本学大学院学則第23条第2項および第3項に定める博士課程修了要件としての研究業績には、権威ある学会誌等に印刷公表された論文が含まれていることとする。

- 2 論文博士の学位論文を提出することができる者は、当該学位論文を提出する前に権威ある学会誌等に印刷公表された論文が、原則として3編以上ある者とする。
- 3 前二項に定める印刷公表された論文が共著である場合には、当該学位論文の提出者が主として研究発表したものについてこれを認める。
- 4 前三項に定める印刷公表された論文は、学位論文に関連ある論文とし、掲載決定の論文を含むことができる。
- 5 第1項に定めた研究業績に係わる権威ある学会誌等との判定については、学会誌等の掲載決定のあと最初に開催される専攻会議において指導教員からの報告に基づきなされるものとする。指導教員は判定結果を速やかに当該学生に通知するものとする。

**(学位授与申請書類等)**

**第7条** 修士および課程博士の学位授与申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 学位申請書 1部
- (2) 学位論文 修士：2部、博士：3部
- (3) 論文内容の要旨 1部
- (4) その他当該専攻が必要と認めた書類および部数

**第8条** 論文博士の学位授与申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 学位申請書 1部
- (2) 学位論文 3部
- (3) 論文内容の要旨 1部
- (4) 論文目録 1部
- (5) 履歴書 1部
- (6) 学位論文審査手数料
- (7) その他研究科委員会が必要と認めた書類および部数

第9条 提出する修士および博士の学位論文は、単著とし1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第10条 論文博士の学位論文審査手数料は、100,000円とする。ただし、本学教職員および卒業生の場合は、2分の1とする。

(学位授与の申請時期)

第11条 学位授与の申請書類の提出時期は、次のとおりとする。

- (1) 修士は、8月および2月とする。
- (2) 課程博士は、8月および2月とする。
- (3) 論文博士は、4月および10月とする。

(学位論文の受理および審査委員の選任)

第12条 規程第4条第3項の定めにより、論文博士の学位授与の申請があったときは、学長は、学位申請者の研究分野に関係のある専攻を指定し、論文受理の可否について事前審査を付託する。

2 前項により付託された専攻は、論文受理の可否について専攻会議に諮り事前審査を行うものとする。

3 前項の審査の結果、当該学位論文を受理することが適當と認めたときは、当該専攻は、審査委員候補者を選出し学長に報告するものとする。

4 前項の報告に基づき、学長は、研究科委員会を開催するものとし、研究科委員会は、論文受理の可否の議決および審査委員を選任するものとする。

(公開論文発表会)

第13条 規程第8条の定めにより開催する学位論文発表会は、博士の場合は、その名称を公開論文発表会とし、事前に各専攻に周知するものとする。

(論文博士の学力確認)

第14条 規程第9条第4項の定めにより実施する学力確認は、学位論文を中心とした学術、研究能力の有無および専門の学術研究を行うための十分な外国語の素養の有無を確認するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、研究科委員会が認めるときは、学位申請者の経歴および学位論文以外の業績の審査をもって学力確認の一部に代えることができる。

第15条 審査委員は、学位論文審査の結果、その内容が著しく不良であり、不合格と判定したときは、学力確認は行わないものとする。

(審査委員の報告)

第16条 修士および博士論文の審査委員は、研究科委員会への審査結果の報告に先立って、審査委員を含めた当該専攻会議で、その結果に関して確認を得るものとする。

(研究科委員会の審議)

第17条 博士の学位を授与すべきか否かの議決については、次のとおりとする。

(1) 議決をするには、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

(2) 学位を授与できるものと議決をするには、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

(学位論文の公表)

第18条 規程第16条の定めにより、博士の学位を授与された者が学位論文を印刷公表するとき、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

2 博士の学位を授与された者が学位論文を印刷公表する場合は、「北海道科学大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第19条 修士および博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消すものとする。

2 学位を得た者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、その学位を取り消すことができる。

3 研究科委員会において前二項の議決をするには、第17条を準用する。

(雑 則)

第20条 この細則に定めるもののほか、学位審査の取扱いに関する必要な事項は、研究科委員会の議を経て定める。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経るものとする。

付 則

1 この細則は、平成7年4月1日から施行する。

1 この細則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

1 この細則の改正は、平成21年4月1日から施行する。

1 この細則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

1 この細則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

1 この細則の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条および第14条は、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。